

大阪市都市計画公聴会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により開催する公聴会（以下「公聴会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公聴会を開催するものとする。

- (1) 都市計画の名称の変更又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の2の各号に掲げる軽易な変更
- (2) 法令の制定又は改廃に伴う都市計画の変更であって、実態として内容の変更を伴わないもの
- (3) 都市計画法第8条1項第14号に規定する生産緑地地区の変更
- (4) 説明会等公開の場での住民の意見陳述の機会が十分確保されているなど、市長が特に必要がないと認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による口述申出書の提出がないときは第5条第4項の規定による公述の辞退があった場合において他に公述申出書の提出がないときは、公聴会は開催しない。

(公聴会の公告等)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催の3週間前までに次の各号に掲げる事項を公告するとともに、当該公告の日の翌日から起算して2週間、都市計画の案の内容となるべき事項（以下「都市計画原案」という。）を公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 都市計画の種類、名称及び土地の区域
- (2) 公聴会を開催する日時及び場所
- (3) 都市計画原案の縦覧場所及び縦覧期間
- (4) 次条第2項に規定する公述申出書の提出期限（以下「公述申出期限」という。）及び提出先
- (5) 公聴会の傍聴の定員及び傍聴手続

2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、市のホームページへの掲載により開催の周知を行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、その他の適切な方法によることができる。

(公述の申出)

第4条 公聴会は、本市の区域内に住所を有する者（法人その他の団体を含み、以下「住民」という。）及び都市計画原案に利害関係を有する者（法人その他の団体を含み、以下「利害関係人」という。）から都市計画原案に対する意見を聴取するものとする。

2 前項の規定により、公聴会において都市計画原案について意見を述べようとする住民又は利害関係人は、公述申出期限までに、第1号様式により次の各号に掲げる事項を記載した公述申出書を市長に提出すること。

(1) 都市計画の名称

(2) 住所、氏名（法人その他の団体の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び意見を述べようとする者の氏名）及び電話番号

(3) 利害関係人についての利害関係の内容

(4) 意見の要旨

3 前項による公述申出書の提出の方法は、持参、郵送又は大阪市行政オンラインシステムによるものとする。

(公述人)

第5条 市長は、前条の規定により公述申出書を提出した者の中から、公聴会で意見を述べる者（以下「公述人」という。）とした者に対し、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、意見の趣旨を同じくする公述申出書を提出した者が多数である場合において、公聴会の運営に必要と認めるときは、抽選により公述人を選定することができるものとし、抽選の結果、公述人としない者に対し、第3号様式によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、公述申出書に記載されている意見のすべてが当該都市計画原案に関係のないものであると認めるときは、当該公述申出書を提出した者に対し、第4号様式により公述人としない旨を通知するものとし、公述申出書に記載されている意見の一部が当該都市計画原案に関係のないものであると認めるときは、第5号様式により当該意見部分を示して、当該公述申出書を提出した者に対しその旨を通知するものとする。

4 市長は、公述人が公述を辞退したときは、公述人としないこととした者のうちから改めて公述人を選定することができるものとする。

(指名公述人)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項により公述人とする者のかた学識経験者等から指名して意見を聴取することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を聴取することとした学識経験者等（以下「指名公述人」という。）に対し、第6号様式によりその旨を通知するものとする。

(公聴会の議長)

第7条 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、本市の職員のうちから市長が指名する。

(意見の陳述)

第8条 公聴会の会場においては、何人も議長の許可を得て発言しなければならない。

- 2 公述人は、公述申出書（第5条第3項後段の規定による通知を受けた場合にあっては、当該通知において示した意見部分を除く。第10条において同じ。）に準拠して意見を述べなければならない。
- 3 文書による公述を希望する公述人は、第7号様式による文書公述申出書に文書による公述の全文を添付して公聴会の開催日の2開庁日前までに市長に提出すること。
- 4 議長は、前項の規定により公聴会において文書による公述を行うときは、当該文書を議長が指名する者に読み上げさせるものとする。ただし、当該文書に都市計画原案に關係のない意見が記載されていると認めるときは、当該部分は読み上げさせないものとする。
- 5 代理人による公述を希望する公述人は、第8号様式による代理人公述申出書を公聴会の開催日の2開庁日前までに市長に提出すること。

(公述時間)

第9条 市長は、あらかじめ公述人及び指名公述人（以下「公述人等」という。）が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）及び順番を定め、第5条第1項及び第6条第2項の規定による通知において、その旨を公述人等に通知するものとする。

(発言の制限)

第10条 議長は、公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、公述人等の発言が前条により市長が定める公述時間を超過したとき又は公述人等に不穏当な発言があつたときは、その発言を禁止し又は退場を命じることができる。

(傍聴手続)

第11条 傍聴の定員は、その都度市長が定めるものとする。

- 2 公聴会を傍聴しようとする者は、公聴会の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、公聴会の開催場所において傍聴の申込みを行うこと。

3 前項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。なお、申込みの受付開始時において、傍聴しようとする者の人数が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(公聴会の秩序維持)

第 12 条 公聴会の会場においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、次の各号に掲げる者の傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他公聴会の妨げとなると認められる器物を所持している者
- (2) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し又は公聴会の支障となる行為をするおそれがあると認められる者

3 議長は、公聴会の会場において次の各号に掲げる行為を行う傍聴人を退場させることができるものとする。

- (1) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明する行為
- (2) 写真撮影、録画又は録音
- (3) 携帯電話等の受信音、操作音等を出す行為
- (4) 飲食又は喫煙
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し又は公聴会の支障となる行為

(公聴会の延期)

第 13 条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第 3 条第 1 項の規定により公告した日時に公聴会を開催することができないときは、当該公聴会を延期することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公聴会を延期しようとするときは、第 9 号様式によりその旨を速やかに公述人等に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により延期した公聴会を改めて開催しようとするときは、開催しようとする日の 7 日前までに、第 3 条に定める公聴会の公告及び周知（都市計画原案の縦覧及びこれに関する公告を除く。）を行うとともに、公述人に対し第 10 号様式により、指名公述人に対し第 11 号様式により通知するものとする。

(記録の作成)

第 14 条 議長は、公聴会について次の各号に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 出席した公述人等の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び公述人の氏名）
- (3) 都市計画原案の概要
- (4) 公述人等が述べた意見の要旨

(公聴会記録等の閲覧)

第 15 条 市長は、前条の規定により公聴会の記録が作成されたときは、当該都市計画の案に係る都市計画法第 17 条第 1 項に規定する縦覧期間に、計画調整局計画部都市計画課及び市のホームページにおいて、公聴会の記録（ただし、前条第 2 号に掲げる事項を除く。以下同じ。）及び公述人等が述べた意見に対する市の見解を記載した文書を閲覧に供するものとする。

(大阪市都市計画審議会への報告)

第 16 条 市長は、公聴会の記録及び公述人等が述べた意見に対する市の見解を、当該都市計画の案を審議する大阪市都市計画審議会に報告するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に都市計画法第 17 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われた都市計画の案については、この要綱の規定は適用しない。

公述申出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

(公述申出書提出者)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () -

私は、 年 月 日に開催される大阪市都市計画公聴会で意見を述べたいので、次のとおり申し出ます。

1 都市計画の名称

2 都市計画の原案に係る利害関係の内容(大阪市以外に在住の方のみ記載してください。)

3 意見の要旨

別紙のとおり

【注意】

1. 法人の場合は、名称及び代表者名を記入してください。
2. 本市の区域外に住所を有する方で都市計画の原案との利害関係がない方は、公述人になることができません。
3. 「意見の要旨」は、別紙にワープロ又は楷書で800字以内で作成してください。(様式は問いません。)
4. 都市計画の原案に関係がない意見は、述べることができません。
5. 同趣旨の意見が多数あるときは、公述人となる方を抽選により選定することがあります。

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述人の決定について（通知）

大阪市都市計画公聴会の公述人にあなたを決定しましたので、次のとおりご出席をお願いします。

なお、当日はこの通知をご持参ください。

記

- 1 日時 年 月 日 ()
午前(午後) 時 分から
(当日は、開始時刻の30分前から受付を開始いたします。)
- 2 会場 ●●●●●●●●●
(大阪市●●区●●●丁目●番●号)
- 3 都市計画の名称 ●●●●●●●●
- 4 公述時間 () 分以内
- 5 公述の順番 () 番目
- 6 注意事項
- (1)公述時間は上記のとおりです。さきにご提出いただきました公述申出書の「意見の要旨」の内容に基づき公述してください。当該都市計画の原案に関係のない意見は述べることができません。
- (2)文書により公述したい場合は「文書公述申出書（第7号様式）」を、代理人に公述させたい場合は「代理人公述申出書（第8号様式）」を公聴会の開催日の2開庁日前までに提出してください。
- (3)公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、公述時間を超過したとき、又は不穏な発言があったときには、議長から発言の禁止又は退場を命ぜられる場合があります。
- (4)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (5)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述人に決定しないことについて（通知）

●●●●●●●●●●●●●●●●に関する都市計画の原案について、大阪市都市計画公聴会の公述のお申し出をいただきましたが、公述申出人が多数おられたため、大阪市都市計画公聴会要綱第5条第2項の規定により抽選を行った結果、あなたは公述人に決定されませんでした。

今後とも、本市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述人に決定しないことについて（通知）

●●●●●●●●●●●●●●●●に関する都市計画の原案について、大阪市都市計画公聴会の公述のお申し出をいただきましたが、公述申出書に記載された内容は当該都市計画の原案に関係のない意見ですので、あなたは公述人に決定されませんでした。

今後とも、本市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述申出書の記載内容について（通知）

●●●●●●●●●●●●●●●●に関する都市計画の原案について、公述申出書を提出していただきましたが、次に記載する部分は当該都市計画の原案に関係のない意見ですので、その旨通知します。

なお、あなたが都市計画公聴会の公述人に決定した場合であっても当該部分については公述できません。

記

意見のうち都市計画の原案に関係のない部分

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述人の指名について（通知）

大阪市都市計画公聴会の公述人にあなたを指名しますので、次のとおりご出席をお願いします。

記

1 日時 年 月 日 ()

午前（午後） 時 分から

2 会場 ●●●●●●●●●●

（大阪市●●区●●●丁目●番●号）

3 都市計画の名称 ●●●●●●●●●

4 公述時間 () 分以内

5 公述の順番 () 番目

6 注意事項

(1)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(2)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

大阪市計画調整局計画部都市計画課

電話 06-6208-7891

文書公述申出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

(公述人)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () -

私は、大阪市都市計画公聴会要綱第8条第3項の規定により、文書による公述をした
いので、次のとおり申し出ます。

1 公聴会の開催日

年 月 日

2 都市計画の名称

3 意見

別紙のとおり

【注意】

- 文書による公述の場合は、公聴会の当日に本市職員が代読します。ただし、当該文書に都市計画の原案に関係のない意見が記載されていると認めるとときは、当該部分は読み上げません。
- 意見は、別紙にワープロ又は楷書で、第2号様式により通知した公述時間に300を乗じた文字数以内で作成してください。(例:通知した公述時間が15分の場合、15分×300=4,500字以内)

代理人公述申出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

(公述人)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () -

私は、大阪市都市計画公聴会要綱第8条第5項の規定により、代理人による公述をしたいので、次のとおり申し出ます。

1 公聴会の開催日

年 月 日

2 都市計画の名称

3 代理人

住所

氏名

電話

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の延期について（通知）

●●●●年●●月●●日（●）に開催を予定していました大阪市都市計画公聴会について、次の理由により開催を延期します。

記

大阪市都市計画公聴会を延期する理由



ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の開催について（通知）

●●●●年●●月●●日（●）に開催を予定していました大阪市都市計画公聴会については、延期する旨を通知したところですが、次のとおり開催しますので、ご出席をお願いします。

なお、当日はこの通知をご持参ください。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 日時 | 年 月 日 () |
| | 午前（午後） 時 分から |
| | (当日は、開始時刻の 30 分前から受付を開始いたします。) |
| 2 会場 | ●●●●●●●●●● |
| | (大阪市●●区●●●丁目●番●号) |
| 3 都市計画の名称 | ●●●●●●●● |
| 4 公述時間 | () 分以内 |
| 5 公述の順番 | () 番目 |
| 6 注意事項 | |
- (1)さきにご提出いただきました公述申出書の「意見の要旨」の内容に基づき公述してください。
当該都市計画の原案に関係のない意見は述べることができません。
- (2)文書により公述したい場合は「文書公述申出書（第 7 号様式）」を、代理人に公述させたい場合は「代理人公述申出書（第 8 号様式）」を公聴会の開催日の 2 開庁日前までに提出してください。
- (3)さきに「文書公述申出書（第 7 号様式）」をご提出いただいた公述人については、公聴会の当日に当該申出書に添付された文書を本市職員が代読します。
- (4)さきに「代理人公述申出書（第 8 号様式）」をご提出いただいた公述人については、当該代理人が公述してください。
- (5)公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、公述時間を超過したとき、又は不穏な発言があったときには、議長から発言の禁止又は退場を命ぜられる場合があります。
- (6)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (7)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

大阪市計画調整局計画部都市計画課

電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の開催について（通知）

●●●●年●●月●●日（●）に開催を予定していました大阪市都市計画公聴会については、延期する旨を通知したところですが、次のとおり開催しますので、ご出席をお願いします。

なお、当日はこの通知をご持参ください。

記

- 1 日時 年 月 日 ()
午前（午後） 時 分から
(当日は、開始時刻の 30 分前から受付を開始いたします。)
- 2 会場 ●●●●●●●●●●
(大阪市●●区●●●丁目●番●号)
- 3 都市計画の名称 ●●●●●●●●
- 4 公述時間 () 分以内
- 5 公述の順番 () 番目
- 6 注意事項
(1)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
(2)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891